平成２７年（フ）第８４３５号
東京都足立区大谷田５丁目26―16
債務者　山崎眞由美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４３６号
東京都国立市谷保5234―１―301
債務者　菅原　正樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４３７号
埼玉県新座市栄５丁目６－３
債務者　中村　雄一
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４３８号
埼玉県新座市栄５丁目６－３
債務者　中村千惠子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４３９号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目６―13―302
債務者　伊藤　　健
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４４０号
東京都江東区大島７丁目12―18―301
債務者　伊藤　磨古
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４５３号
東京都中野区上高田５丁目34―７－２Ｆ
債務者　橋口千代美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４５４号
東京都板橋区大山東町１―10―1005
債務者　岩崎　栄子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６１号
東京都世田谷区北沢３丁目９－４―202
債務者　茅野　克延
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６３号
東京都新宿区中井２丁目10―８―302
債務者　佐々木泉穂（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６４号
東京都町田市森野４丁目１―13
債務者　城谷美和子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６５号
東京都板橋区徳丸３丁目26―18―203
債務者　谷口　　真
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４７５号
東京都八王子市めじろ台２丁目１―514
債務者　栗原　大輔
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４７８号
東京都荒川区町屋３丁目29―12―203
債務者　李　　紅岩
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２５号
東京都多摩市永山４丁目２番地11―404
債務者　佐田真由美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６１５号
横浜市都筑区茅ケ崎東４丁目12番40号　秋沢ハイツ204
債務者　安居　恵子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部